

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

I. 職員と家族の生活を守るための要求

1. 基本の賃金水準について

民間の給与実態を精確に把握し、かつ生計費原則に基づき、大都市東京における生活実態にふさわしい賃金水準とすること。なお、地域手当の引き上げによる基本給与の引き下げは行わないこと。

2. 職員手当等について

① 時間外勤務の賃金不払い問題、時間外勤務手当について

1) 時間外勤務については、法律に基づき全額割増賃金を支払うこと。

時間外勤務の賃金不払いが生じている職場・職員については、厚生労働省指針（2003年5月23日付）を遵守し、かつ、賃金不払いは犯罪であるとの認識に立ち、月単位で措置すること。

2) 課・事業所で年度内に時間外勤務手当の不足が生じる場合は、速やかに管理職が当該部及び財政当局と調整・交渉を行い、解決を図ること。

3) 時間外勤務手当の予算化について

ア、一律的な時間外勤務手当予算の削減をやめ、来年度、必要などころには必要額を措置すること。

イ、予測される2009年度の時間外勤務については、その事業が真に区民にとって必要なものであるかどうかを十分精査した上で、必要と認められる場合はその必要額を確保し予算化すること。

ウ、予測できない時間外勤務についての対応は、あらかじめ財政当局が一定の予算化をしておくこと。

4) 年度途中において予算の不足が生じることが明らかな場合については、応分のものを補正で措置するなどの対策を取ること。

3. 人事任用給与制度、人事考課制度について

① 係長、主任主事選考制度等について

1) 2008年度の係長選考及び主任主事選考については、男女の違い、職場、職種の違いなどによる差別・選別および恣意的な選考を行わず、経験・専門性も考慮し、職員の納得が得られるように民主的・公平な選考を実施すること。特に、主任主事選考については、選考趣旨である実務経験重視とした選考とすること。

ア、主任主事、係長選考についての区職労要求について、結果の発表前に交渉を行い、前進ある回答をすること。

イ、本人に対する選考結果の開示について、制度化すること。

ウ、係長選考制度について、長期選考の形骸化を止め、昇任者数を増やすこと。

2) 特別昇格制度が廃止されたことを踏まえ、係長選考の昇任者数を増やすこと。また、職務が困難性を増していることから、主査を増やすなど係長職のあり方を見直すこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

3) 総括係長選考について

ア、総括係長のポストを増やし、事務系と技術系及び男女の格差解消などの問題点を改善すること。

イ、課長補佐名称を使用する職場については 事前協議とすること。なお、現在、使用している職場を明らかにすること。

② 人事考課制度について

1) 人事考課制度について、職員の意欲・能力の向上を目的としたものとし、所属長が職員とのコミュニケーションを図り、職務遂行や業務運営等に積極的に活用するものとする。また、昇任・昇格・昇給制度、勤勉手当と連動することの問題点の検証を行うこと。

2) 本人開示制度の期間を増やすこと。また、全職員に開示し、かつD、E評価者には必ず開示を行い、説明責任を果たすこと。

3) 不服申し立て制度を制度化すること。また、本人と所属長の間で「調整」が必要な場合に労働組合などの第三者を入れること。

4) 目標管理型自己申告制度について

ア、自己申告書の結果についての評価は、科学的なものとはいえないこと、また公務職場になじまないため、勤務評定、定期評定制度や昇任、昇給などと直接的に連動させないようにすること。

イ、自己申告書に関わって、所属長は、その職場に見合った年度当初の組織目標を明確に示すこと。

ウ、職務目標の設定について、上からの一方通行とせず、職員の自主性を尊重すること。また、係、チーム単位での民主的な話し合いで決められた組織目標を個人の目標とするなど、職務遂行の実態とかけ離れないものとする。

エ、目標が達成できなかったことをもって、単純に評価することはせず、そのプロセスも重視すること。更に自己検証の強制は行わないこと。

オ、自己申告制度は、地公法などの法的根拠はないので、提出は強制しないこと。また、提出しないこと、未記入などを理由に不利益な扱いをしないこと。

カ、「職務について」、「自由意見」で職員が書いたことについて、所属長及びその上の上司が検討・吟味し、その内容を生かすこと。

キ、自己申告にあたっての面接は十分かつていねいに行うこと。また、その面接において、職員が仕事上の意欲が低下するような発言や退職を強要するような発言を所属長がしないよう強く指導すること。

5) 一般職員が管理職を評価するような制度を検討し、職場のよい緊張関係をつくるようにすること。

③ 昇給制度について

1) 昇給制度の実施にあたっては、恣意的な実施を行わず、かつ一部職員にかたよることなく民主的・公平に実施すること。具体的には、別途提出する要求書に答えること。また、D、E評価について、その評価基準を明らかにすること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

2) 次世代育成の観点から、母性保護の権利取得や育児休業の取得等を理由とした昇給実施の差別をしないこと。

3) 55歳以上の者について、「成績特別昇給実施時の合意」を守り、退職するまでに1回は4号を超えた昇給を実施すること。

4) 民主的・公平の観点から、同じ者について、二年連続での4号を超えた昇給は行わないこと。

5) 昇給が実施できない場合の制度矛盾を解消するため、給料表の最高号給の足伸ばしを行うこと。

④ 特別昇格について

1) 2008年度の特別昇格の実施について、決められた限度いっぱいの昇格率を確保し、級歴・区歴・年齢の高い者から措置すること。なお、実施にあたって、事前に具体的な協議を行うこと。

2) 実施にあたって、職場、職種、男女の違いによる差別をしないこと。

3) 2011年度で廃止予定の特別昇格制度について、廃止を延長すること。

⑤ 技能・労務系の人事任用給与制度について

1) 技能・労務系の賞金について、一般職員の賞金が引き上げられた場合、保障額表の給料額を引き上げること。

2) 保障額表の適用者、最高号給を超える者も含めた全ての昇任・昇格者に対し、昇任・昇格の時点で実際の昇格（保障額表の給料額のアップ）が発生するようにすること。

3) 技能主任選考について、20%以上の昇任率を確保し、差別・選別及び恣意的な選考を行わず、職員の納得いくように民主的・公平な選考を実施すること。また、本人開示の制度を早急につくること。

4) 技能長選考について、有資格者全員を対象とし、昇任者を出すこと。なお、統一交渉の結果を踏まえ、かつ昇任後の異動についてなどの条件は、今後交渉すること。

5) 現業職の職種や業務の統合を原則として行わないこと。

4、一時金について

① 特別区内の民間の支給実績に見合った支給率及び加算措置を改善すること。

② 勤勉手当の成績率適用者の拡大を行わないこと。

5、特殊勤務手当について

特殊勤務手当について、職務の実態に見合ったものに改善すること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

6、通勤手当について

- ① 通勤経路や利用交通機関の確定にあたっては、職員の希望を十分検討し考慮すること。
- ② 身体に障害をもつ職員の通勤経路や利用交通機関の確定にあたっては、当該者の希望に沿うこと。

7、退職手当について

- ① 基本給与額が削減されていることから、退職手当の支給率及び調整額を引き上げること。
- ② 勸奨退職の特例措置（特例割増率3%）を実施すること。

8、旅費について

- ① 旅費について
 - 1) 出張は区民本位の区政に資するために必要であるとの立場を堅持すること。
 - 2) 旅費支給にあたって、実費弁償主義を徹底すること。
 - 3) 旅費の実務に関して、職場の意見を聞き、柔軟に対応すること。
- ② 区民本位の区政に資する目的及び職務上必要な管内外出張については、級、行政職、現業職の区別なく出張できる予算を計上すること。
- ③ 年度途中で支障が生じることが明らかな場合は、補正等で措置すること。
- ④ 職務上必要な再雇用職員の旅費について、近接地内外を問わず、必要額を措置して支給すること。

9、住居手当改善等、職員の住居援助施策について

- ① 職員の住居事情改善を図るために、職員住宅の増設、設備改善、互助会による住居支援など、区独自の職員住居援助施策を行うこと。
- ② 飯田橋職員住宅を廃止する方針であるが、区職員住宅の総住戸数を減らさないこと。
- ③ 住居手当改善に向けて区長会、特別区人事委員会に積極的に働きかけること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

10、	貸与品について
①	職場、職務の業務実態に即した貸与品にするため、貸与期間や仕様の改善と品質の向上を図り、予算単価を増額すること。
②	当該職種・職場の貸与品についての意向を十分に反映し改善すること。
③	総合窓口の貸与品（制服）について、定期的にクリーニングを行うこと。
11、	選挙事務従事について
①	今後行われる選挙事務従事について、長時間労働・拘束に見合い、事務従事手当の改善を行うこと。
②	事務従事者の募集にあたって、希望者を優先した上で、職場、職員の偏りをなくし、かつ、事務従事の強制を行わないこと。
12、	臨時・非常勤職員の賃金・労働条件について
①	臨時職員について
1)	2009年度の臨時職員の賃金単価について、民間の最低賃金が引き上げられたことから、少なくとも高卒初任給を最低基準額、時間単価では1200円程度とし、引上げを行うこと。
2)	有給休暇の付与日数増、育児・介護休業、子の看護休暇の実施など、労働条件の改善を行うこと。
3)	交通費について、1996年3月13日自治省公務員部給与課決定に基づき、実費支給を行うこと。
4)	必要な職場の臨時職員の旅費（近接地内等）を支給すること。
②	非常勤職員について
1)	人事院が「非常勤職員の給与決定に関する指針」を出したことから期末手当を支給すること。
2)	非常勤職員の賃金について同一労働同一賃金の原則から正規職員の賃金水準に引き上げ、かつ労働条件についても更なる改善を行うこと。また、有給休暇が取得できる条件整備を行い、かつ有給休暇の付与日数増、育児・介護休業の実施など、労働条件の改善を行うこと。
3)	現に勤務している非常勤職員について、区当局の都合による雇い止めは行わないこと。
4)	非常勤職員の超過勤務について、時間の振り替えとせず、賃金の不払いとしないこと。
5)	正規職員と同様の健康診断を適用すること。特に、消火器・婦人科健診及び二次健診を区負担で行うこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

6) 非常勤職員の配置について、特定の施策・事業等に限定し、もっぱら正規職員の代替としないこと。なお、配置にあたっては、労使協議の上、行うこと。

③ 臨時・非常勤・派遣職員の確保等について

1) 必要としている職場に臨時・非常勤・派遣職員を人事当局の責任のもと配置すること。また、臨時・非常勤職員の確保のために、登録制とするなど具体的な方策を講じること。

2) 雇用期間について、地公法の範囲内において弾力的に運用すること。

3) 緊急に臨時・非常勤職員を確保しなければならない場合は、人事当局の責任でただちに確保すること。

4) 指定管理者制度の導入などの理由により臨時・非常勤職員の雇い止めを絶対に行わないこと。

13、高齢者雇用制度について

① 高齢者雇用制度について、本人希望が尊重され、多様な選択が可能となるように再任用制度と再雇用制度を併存させ、制度を拡充すること。

② 採用にあたっては、健康で働く意欲のある職員について、高年齢者雇用安定法に基づき全員雇用すること。なお、思想、信条による採用差別を行わないこと。

③ 定年年齢の引き上げを行うこと。

14、再雇用制度について

① 2009年度の報酬額を引き上げること。

② 夏季休暇の日数を4日とすること。

③ 新たに月16日勤務をつくること。

④ 定年退職後の継続雇用として、再雇用制度を存続させること。

⑤ 人間ドック職免制度を設けること。

⑥ メーデー参加職免制度を設けること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

15、再任用制度について
① フルタイム勤務を一般職員にも導入すること。また、新たに月12日勤務を設けること。
② 現業職員の給料表の格付けについて、2級とすること。
16、「こども園」について、保育士と幼稚園教諭の賃金格差を放置せず、何らかの手段を講じること。
17、社会保障の財源とすることを口実とした消費税増税を実施しないよう政府に働きかけること。
18、社会保障費の自然増に対する2200億円削減方針を撤回するよう、政府に働きかけること。
19、高齢者を差別する後期高齢者医療制度は廃止するよう、政府に働きかけること。
20、年金制度について、全額国庫負担（税方式）による最低保障年金制度を創るよう、政府に働きかけること。また、水準を引き下げるだけの共済年金と厚生年金の一元化・統合は行わないよう求めること。
II. 明るい民主的な職場、働きがいのある職場にするための要求
1、人員配置について
① 「第二次行革大綱」に基づく人員削減方針を撤回し、必要な職場に人員増配置すること。
② 2009年度的人员配置にあたって、各職場・分会から出ている人員要求に応えること。特に、総合窓口課、保育園職場など的人员増を図ること。また、保育士が減らされている現状から、保育園に事務職を配置すること。尚、各職場からの人員要求はまとめて「第2次職場要求」として提出するので応えること。
③ 新規採用について、退職数に見合い2009年度の新規採用職員数を大幅に増やすこと。
④ 人員配置提案は、職場実態に見合ったものとし、概ねの数を年内に提案すること。特に、予算策定にあたりすでにわかっている人員配置については、早急に提案し、協議すること。
⑤ 2008年度当初及び途中で生じている欠員については、正規職員で補充すること。特に、区独自で採用できる職員は、正規で早急に補充すること。
⑥ 試験職職員の前年度当初欠員が生じないように、職場の要求に基づき、人事委員会で人員確保するなどの具体策を取ること。また、年度途中欠員を補充する具体的手立てについて、臨時・非常勤職員、派遣、任期付職員に頼ることなく確立すること。
⑦ 選考職職員の欠員補充は、公募を原則としてただちに補充すること。ただし、それができない場合には一方的に欠員扱いを継続することなく、ただちに区職労と協議し、対応すること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

- ⑧ 定数基準のある職種については、その業務実態に適合するよう区独自で引き上げ、必要な増員を図ること。
- ⑨ 恒常的に臨時・非常勤職員を配置している職場、超過勤務が恒常化している職場には、2009年度の人員配置にあたって、正規職員を増配置すること。
- ⑩ 施設建設や新規事業に伴う人員配置について、区職労と事前協議し対応すること。
- ⑪ 正規職員に代えて配置した再任用職員・再雇用職員が年度途中で退職したときは、ただちに代替措置をとること。
- ⑫ 職員配置にあたっては、一人職場を絶対に作らないこと。
- ⑬ 再任用・再雇用職員の配置については、次の点を踏まえること。
- 1) 採用数に見合った職場を事前に確保すること。また、安定的な再任用・再雇用職場の積極的開発を行うこと。
 - 2) 再任用・再雇用職員の募集にあたっては、事前協議を行うこと。
 - 3) 再任用・再雇用職員の要綱等の変更にあたっては、必ず事前協議とすること。
 - 4) 新規雇用について、職場、職務内容、勤務形態、配置人員（募集人員）等は募集の際明らかにすること。
 - 5) 各職場の再雇用職員の配置数は、勤務日数、年齢的条件等と職務内容とを勘案して決めること。
 - 6) 配置職場の決定にあたっては、事前協議を行うこと。また、配置職場の内示は、一週間以上前とすること。
 - 7) 再任用・再雇用職員の配置を正規職員の「減員」や「合理化」の手だてとしないこと。また、配置にあたって、正規1人に対し再任用・再雇用1人と計算せず、勤務時間数にみあった配置とすること。
 - 8) 再雇用・再任用職員の更新にあたっては、本人事情がある場合を除いて引き続き、健康で働く意欲が認められる限り雇用継続すること。
- 2、任期付職員制度について
- ① 任期付職員制度（短時間及びフルタイム）は、長期的には住民サービスおよび自治体の人権保障機能の低下をもたらすものであるため、活用価値がある場合を除き、一般職員の代わりをするような制度導入をしないこと。
- ② 任期付短時間勤務職員制度について
- 1) 任期付短時間勤務職員制度は、原則として導入しないこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

③ 任期付フルタイム職員制度について

- 1) 任期付フルタイム職員制度の一般職への拡大にあたっては、労使協議で合意の上行うこと。
- 2) 任期付フルタイム職員の配置は、正規職員の補充とせず、かつ部分休業及び育児休業・介護休業の代替の場合のみに限ること。
- 3) 任期付職員の給与・手当は、同一労働同一賃金の原則から常勤職員と同等水準とすること。

④ 任期付職員採用制度について、育児休業、介護休業等の代替に限定した短時間公務員制度に改善することを関係機関に働きかけること。育児のための短時間公務員制度について、その制度の内容の周知を図ること。

⑤ 次世代育成支援対策方針に従い、育休任期付職員採用制度について、区として早急に実施すること。

3、「区行財政効率化」に関わって

① 「区行財政構造改革推進大綱」に流れている「構造改革」（官のスリム化と民への開放、自治体行政の民営化・営利化・市場化）の考え方を改め、大綱そのものを見直すこと。

② 「区行財政構造改革推進大綱」に基づく事務事業見直し、職員配置に関しては、区職労と事前協議を尽くし、一方的に実施しないこと。

③ 保育園、児童館、学校用務、保健所の業務、福祉会館などを民営化または民間委託せず、直営を継続し、公共性を守りサービス向上を図ること。

1) 委託した学校・保育園の給食調理業務について総点検し、その問題点を明らかにし改善すること。また、保護者からの意見聴取を行い、委託業者への監視・指導を強めること。

2) 麴町保育園、神田保育園、神田児童館、四番町児童館について、民営化を行わず、区立保育園として存続させること。また、この問題で、区民、保護者の意見を十分聞き、区職労との協議を行うこと。

④ 人減らし「合理化」を目的とした「電子自治体化」を行わないこと。また、委託しているIT関連の予算をチェックし、非効率で財政上ムダとなるようなやり方での「電子自治体化」を行わないこと。

⑤ 現行の福祉サービスについて、民間に委託せず、公共性を守ること。

⑥ 市場化テストについて

1) 区において、公共性を損ない、行政責任を放棄し、住民の権利が侵害される恐れのある市場化テストを実施しないこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

⑦ 指定管理者制度について

- 1) 新たに指定管理者制度を導入する施設については、区職労と事前協議すること。
- 2) 指定管理者制度を導入した施設について、導入後の実態を点検し、問題点を明らかにすること。また、指定管理者の「再指定」にあたっては、直営に戻すことも含めて検討すること。
- 3) 適正な管理及び設置目的を効果的に達成するために、議会の関与及び住民・利用者の参加制度を設けること。
- 4) 指定管理者制度を使う場合の業者選定は、原則として公益団体に限定し営利企業は除外すること。

⑧ 民間委託に関わり、何でも委託という姿勢を改め、区民や職員にわかりやすい委託ガイドラインを示すこと。また、事業の民営化を打ち出す場合は、「なぜ、民営化なのか」という説明責任を果たし、かつ区民や職員と徹底した議論を行うこと。

⑨ PFI方式の問題点を検証し、その対策を明らかにするまでPFI方式を使わないこと。

⑩ 職員サポートデスクについて、職員のプライバシー確保の問題、基幹的業務を委託することの問題、民間の低賃金労働者に依存する問題などの理由から、今以上に委託は拡大しないこと。かつ、職員のプライバシー確保を徹底すること。また、職員サポートデスクに関する職員の声を集約し、改善につなげること。

⑪ コールセンターについて、熟練者を育てよう、区として委託先に強く申し入れること。

4、「まちみらい千代田」について

- ① 「まちみらい千代田」の組織について、区職員を派遣していることから区民や職員の意向に基づき改善を求めること。
- ② 09年4月以降、公社に派遣する区職員について、十分時間を取った事前段階で意向調査を行うこと。また、人事異動にあたっては、異動基準を遵守し、職員の意向を考慮すること。
- ③ 引き続き、公社に派遣する職員の人事・給与制度は区職員と同様とすること。また、「まちみらい千代田」となってから職員の賃金・労働条件に関する派遣協定を結んでいないので、派遣協定について、区職労と協議し締結すること。

5、公契約条例について

① 公共事業や業務委託等で働く労働者の公正な生活保障のできる賃金とするために、全国で初めてとなる「公契約条例」を制定すること。また、区に関連する職場で働く労働者について、ワーキングプアにならないように、必要な措置をとること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

6、区予算編成等にあたって

- ① 区民要望にそった必要な事業の経費は、区予算編成において、きちんと措置し、区民サービスを低下させないようにすること。特に、500億円以上ある基金を有効活用すること。
- ② 職場・現場でムダであるという意見がある事業については、職場・現場の意見を尊重し、予算編成をすること。
- ③ 「構造改革」に基づいたコスト効率至上主義を改め、区民サービスの質及び公共性の観点から予算編成を行うこと。
- ④ 新規施策や事務事業の企画・立案にあたっては、成果の視点重視偏重ではなく、区民が真に求めているものを作ること。また、サービスのコストや質を民間と比較する場合は、短期・長期的な視点でサービスを検討することと、民間の低賃金労働に依拠することはしないこと。
- ⑤ 来年度予算編成にあたって、必要な職員の新規採用を行い、退職不補充方針を変えること。

7、「推進プログラム」について

- ① 「都市再生」や無秩序な開発の動きから千代田区の街（いつまでも住み働き続けられるまち）を守るために、デベロッパー・事業者側に対する規制や居住環境を重視した地区計画指定の推進、地球環境を守る観点からの検討を行うなど、抜本的な対策を取ることを「推進プログラム」に盛り込むこと。
- ② 「観光の振興」や「祭りイベントの開催」への区財政投与については、区行財政効率化及び緊急施策として必要なものの観点から再検討し、かつ区民の意見をよく聞いて検討すること。
- ③ 保育園、児童館の運営に民設民営方式を導入する考え方について、区民、保護者、職員と十分な話し合いの場を持ち、徹底して問題点を解明し、推進プログラム方針として適切かどうか判断すること。

8、次世代育成支援について

① 「事業主行動計画」について

- 1) 千代田区の「行動計画」実施にあたって、区は模範となるよう「事業主行動計画」の実践を行うこと。
- 2) 「事業主行動計画」の内容について、抜本的に見直し、育休代替制度の確立、次世代育成支援の強化を行うこと。
- 3) 職員のワークライフバランスの実現に向けて、掛け声に終わることなく、人員配置など、条件整備を十分におこなうこと。

9、事業部制の運営について

- ① 事業部の政策立案能力を抜本的に引き上げるために、係長層の人員増配置を行うこと。
- ② 昇任、昇格、昇給の決定、人事異動にあたっては、事業部任せにせず、全庁的な判断の必要性から人事当局の主導権で行うこと。

10、組織整備について

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

① 2009年度の組織整備検討にあたっては、職場の意見を聞きこれまでの組織整備を総点検した上で、見直し案を提起すること。その際、職員減を目的とした組織整備としないこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

- ② 職場実態を無視し、区民サービス低下につながるような組織の「廃止」、「統合」、「縮小」を行わないこと。
- ③ 組織の名称は単純明快なものとし、安易な改称を行わないこと。また、同じような名称変更、また、十分な理由もなく元に戻すなどの名称変更は極力避けること。
- ④ 保健所を早急に一所体制にすること。新保健所の設備等の条件整備について、当該分会と十分協議すること。

11、人事異動について

- ① 人事異動の「意向調査」（自己申告書）は毎年12月までに完了し、人事異動実施要綱は11月中に労使協議で確定の上、全職員に周知すること。
- ② 人事異動にあたっては、本人の意向・希望を尊重して実施すること。
- ③ 人事異動の内示は、三週間以上前に示すこと。また、労働組合の役員の変動については、事前協議を行うこと。
- ④ これまでと異なる異職種・職務従事となる人事異動については、内示前の事前協議とすること。
- ⑤ 異議申し立てについては、区職労と協議の上、その期間を設け、誠意をもって対応すること。
- ⑥ 都区、区々間交流については、本人希望を踏まえ都や他区に強く働きかけること。
- ⑦ 労働組合の弱体化、役員対策、思想攻撃を意図するような人事異動を絶対に行わないこと。
- ⑧ 技術系職員や専門職種の異動について、当該職員の意向を尊重し、実施すること。
- ⑨ 技能・労務系職種の職務名間の異動は原則として行わないこと。なお、特別な事情のある場合は事前協議とすること。
- ⑩ 異職種・職務従事で配置されているすべての現業職員の異動については、必ず事前協議とすること。
- ⑪ 障害をもつ職員の異動は、通勤事情、仕事内容、庁舎設備などを十分配慮し、実施すること。また、本人の意向に沿って異動できるように庁舎設備の改善を行うこと。
- ⑫ 再任用・再雇用職員について、配置職場等に関する意向調査を事前に行い、異動希望を尊重すること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

⑬ 人事異動のドラフト制について、密室で行うことなく、かつ職員に不信感を生まないようにすること。特に、ドラフト対象者リストを公開し、透明性を確保すること。

⑭ 随時異動・応援派遣の異動については、対象者及び該当職場の了解を前提に行い、事前に区職労に情報提供すること。

⑮ 病欠者等の職場復帰訓練について、一定額の有給とし、かつ公務災害、交通費支給の対象とすること。

⑯ 病欠者等の職場復帰にあたっては、本人希望がある場合は、人事異動させること。

⑰ 2009年4月の富士見福祉会館の職員配置について、新障害者福祉センター移行後の2010年3月31日まで配置し、途中異動は行わないこと。

12、職員参加及び区民参加の推進について

① 区の重要な施策決定及び策定にあたっては、区民参加および職員参加を徹底すること。

② 区民参加について、ワーキンググループを組織するやり方などを取り入れ、かつ十分な情報を区民に与え、より十分なものとすること。

③ 区政の執行に伴う予算編成や事業計画の過程で徹底した職員参加を図ること。

④ 行政運営に関わる諸会議へ職員の意向を反映し、会議の経過と結果についても遅滞なく報告し、共通の認識に立って、区政執行・執務ができるよう努めること。そのために、管理職と職員による職場懇談会や打ち合わせ会を制度化し、区政情報を職員が共有できるようにすること。かつEメールを活用し、所属長が職員への情報提供をこまめに行うこと。

⑤ 諸手当等の予算執行についても、職員の意見を反映し理解と納得にもとづいて実施すること。

⑥ 情報公開を一層推進し、区民参加、職員参加を徹底すること。

13、区施設の計画及び建設について

区施設の計画及び建設にあたっては、次の点を踏まえること。

① 現在活用されていない区有財産（土地・建物）及び旧庁舎跡地の活用、施設の建設、売却にあたっては、区民及び職員の意見を十分尊重して進めること。特に、旧庁舎建物、跡地の活用について、区民参加はもとより職員参加も徹底して行うこと。

② 区施設の計画については、補修して使えるもの、住民生活向上・利用者からみた優先度、財政状況の見通し、適正な施設規模であるかなどを踏まえること。また、豪華になっていないかなどを点検すること。

③ 複合施設建設については、極力複雑な複合化は避け、緊急性、必要性、防災拠点としての役割及び建設費や維持経費などの財政状況の観点から検討すること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

④ 区施設建設について、PFI方式といえども、設計段階で関係職員をはじめとした関係者、関係団体の意見を十分に聞いて進めること。そのための調整会議などを設けて進めること。

⑤ 重要な区施設について、夜間、休日を無人とせず、区職員を配置し、施設を区民に積極的に開放して利用しやすい施設とすること。また、災害対策の面からも重要な区施設は、夜間・休日を無人としないこと。

⑥ 各個別の施設の計画及び建設を進めるにあたっては、個別施設ごとに定期的に関係者と協議を行い、諸課題を解決すること。

⑦ 富士見子ども総合施設計画について、学校用務など、職員の労働条件に関わる諸問題について、区職労と協議すること。また、富士見児童館の移行準備にあたっての必要な人員配置や時間外手当などを措置すること。

⑧ 新障害者福祉センター移行について、利用者が混乱・迷惑しないように事前の説明を十分行うこと。

⑨ 施設建設に関わるPFI方式については、事業運営上適切かどうか、長期的にみて費用対効果があるのか、住民参加の保障が確保できるか、事業者の破綻による責任はどこが取るのかなど重要な問題について、十分検討した上で採用すること。

14、「新規事業」の実施や、それに伴う事務事業の見直しについて

「新規事業」の実施や、それに伴う事務事業の見直しにあたっては、次の点を踏まえること。

① 区民サービスの切り捨てや区民負担増につながる事業については、区民や当該職員の意向を十分に聴取して検討すること。

② 経費節減を目的とする事務事業の「廃止」「統合」「縮小」は、安易に委託、民営化などに頼ることなく、職員参加で十分検討し、職員や区民へのしわ寄せとならないよう慎重に対応すること。

③「電子自治体化」に関わる事項について

1) 「電子自治体化」に関わる事項については、区職労との事前協議を徹底すること。

2) 新規システムに関しては、説明を行い、事前協議すること。

3) 財務管理、文書管理、電子決済などの総合行政システムに関する職員の意見について把握し、システム改善に生かすこと。また、システムに関わる諸問題解決のための体制を確保すること。

4) 全庁LAN等について

ア、全職員が全庁LANを使えるよう、職場のLAN端末・パソコンの台数を増やすこと。また、再雇用・再任用職員及び非常勤職員について、職務上必要である場合は、パソコンを一人一台配置すること。

イ、職員課及び互助会情報や様々な連絡がメールで行われている実態から、学校職場や保育園、児童館職場、再雇用・再任用職員がいる職場などのパソコン台数を増やし、情報伝達の改善を行うこと。

ウ、メールの使用について、遵守規程等の整備を行うこと。また、その使用にあたって、個人情報の保護策を取ること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

④ 「こども園」について

- 1) 「いずみこども園」の運営実態について、総合的な点検を行い、二元的な運営を改めることなどの改善を行うこと。また、保育士と幼稚園教諭の資格統一について、国に働きかけること。
- 2) 「ふじみこども園」について、「いずみ」で行っていた年齢区分方式を基本とした運営とすること。なお、運営内容については、早急に区職労と協議すること。

⑤ 保育行政に関わって

- 1) 憲法及び児童福祉法第24条に基づいて区の責任で保育を実施し、公的保育制度を堅持・拡充すること。また、保育の直接契約方式、保育料の応益原則への転換と自由化、直接補助方式・育児保険を導入しないよう、政府に求めること。
- 1) 認証保育所について、区財政投入による誘致拡大を行わず、財政投入している額を区立保育園の整備・拡充に使うこと。
- 2) 保育の質が低下すると思われる認定こども園について、区として設置を誘導しないこと。
- 3) 仮園舎の麴町保育園において、区民要望の強いゼロ歳児保育を区職員で行うこと。
- 4) 東京都独自の補助制度（都加算）の廃止に反対すること。

15、セクシュアル・ハラスメント及びパワーハラスメントの防止等対策について

① セクシュアル・ハラスメントの基本方針を管理職及び職員に定期的に周知徹底すること。

② パワーハラスメントの防止と対策についての方針を確立し、その体制整備を図ること。

- 1) パワーハラスメントの苦情、相談窓口について常設とし、職員に周知徹底すること。
- 2) パワーハラスメントの実態を調査し、区として把握すること。07年度において、パワーハラスメントの有無を明らかにすること。
- 3) パワーハラスメントの防止等に関する研修を行うこと。

16、職員の勤務・労働条件に関わる事前協議について

① 職員の勤務・労働条件に関わるすべての案件については、必ず相当の期間において事前に協議すること。

② 労使協議は双方が誠意をもって行うというルールを守り、労使双方による協議が成立しない場合は、一方的に実施しないこと。また、双方の提案に関わる件について、ルール化した内容を守ること。

17、職員研修及び人材育成基本方針について

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

① 職員研修について、職員の自己実現ないし発達保障のための権利であることを認め、その観点から実施すること。その上で研修内容については、職員の声を聞き、充実させること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

② 住民本位の仕事を積極的に進め、明るい働きがいのある職場にするために各種の研修を積極的に計画すること。特に、2009年度について「自治体の公共性と公務労働」、「自治体民営化と公共サービスの質」、「国の構造改革と自治体財政への影響」、「地方自治制度改革と道州制の論点」、「自治体のアウトソーシングを考える」、「地方財政改革の焦点」、「憲法と地方自治」、「住民福祉のための自治体実現」、「公務員制度改革」などのテーマについて取り入れること。

③ 公務に関係の薄いものや勤務・労働条件及び労使関係に影響を与える研修計画については、事前協議を行うこと。

④ 2009年度の研修計画については、2008年度中に区職労に報告を行うこと。

⑤ 技術・技能の研修については、当該職種・職場の要望にそって積極的に実施すること。

⑥ 研修は、相当十分な期間をもって対象者に周知し、仕事上などで支障のないよう配慮すること。なお、庁内LANを日常的に使用できない保育園、児童館、学校、土木事務所等の職場については、適切な周知を行うこと。

⑦ 障害をもつ組合員について、次の配慮を行うこと。

1) 研修会場の設定について、配慮すること。

2) 研修内容について、義務的な研修については障害上不可能な部分は配慮すること。

⑧ 異職種・職務従事者について、基本研修を義務化し、パソコン研修を実施すること。

⑨ 人材育成基本方針について、スペシャリスト制度などその内容について職員に周知すること。また、人材育成できるように、経験豊富な職員と若手職員を同じ職場に配置するなど、適正な人員配置を行い職場環境を整えること。

⑩ 義務的な研修について、交通費を支給すること。

18、旧姓使用について

① 「旧姓使用」の運用の内容について、周知徹底を図ること。

② 「旧姓使用」者の意見を聞いて、改善を図ること。

③ 旧姓を法的に使用できるように、関係機関に働きかけること。

19、区職労活動の保障について

① 区職労大会および区職労執行委員会は、「適法な交渉」に必要不可欠であるので、有給による時間内組合活動として認めること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

② 正当で適正な組合活動を保障し、不当な処分を行わないこと。

③ 組合員が自主的に行う適法で正当な政治活動についても、不当な処分、弾圧を行わないこと。

④ 正当で適正な組合活動に対する妨害を行わないよう、また、不当労働行為を行わないよう、所属長などを指導徹底すること。

⑤ 労働組合などの非営利法人に対する課税を行わないよう、政府に働きかけること。

20、職員の懲戒処分指針について

① 職員の懲戒処分指針の適用にあたっては、その都度、区職労と事前協議すること。少なくとも事前情報の提供をおこなうこと。

21、憲法を守り平和を守るための要求

① 憲法9条を平和のために生かし、「戦争する国」づくりに協力しないこと。また、憲法が持つ国民主権、恒久平和、基本的人権、民主主義、地方自治の5原則を区政の中で生かすこと。

② 憲法違反の事務の執行を行わないこと。特に、違憲の自衛隊の募集には協力しないこと。

③ 憲法違反の自衛隊の実習訓練に参加協力をしないこと。

④ 区として有事法制に関わる協力を拒否すること。

⑤ 憲法9条に違反する海外派兵恒久法を制定しないこと及び新テロ特措法を延長しないよう、政府に働きかけること。また、名古屋高裁判決に基づいて、イラクから航空自衛隊を即時撤兵するよう国に意見具申すること。

⑥ 軍事費を削って、暮らし・福祉・教育予算を充実させるよう国に働きかけること。

⑦ 政府に対し、「拡兵器廃絶」を強く求め、「非核三原則」を法制化するよう求めること。

⑧ 自治体が保有する住民情報を軍事目的のために提供しないこと。また、住民基本台帳の15歳から18歳のデータについて、自衛隊への提供を拒否すること。

⑨ 国民の思想・良心の自由を侵害し憲法違反の政党助成金制度を廃止するよう、政府に働きかけること。

22、公益通報制度について

① 公益通報制度について、通報内容が第三者に漏れないようにするために、行政観察員について、公募制とすること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

② 行政監察員に女性を加えること。

Ⅲ. 職員と区民のいのちを守り安全を確保するための要求

1、災害対策の初動態勢の強化について

① 職員に関わる初動態勢の強化を次のように図ること。

1) 区施設から夜間勤務者を廃止しないこと。

2) 災害時の初動態勢時の職員の行動マニュアルに基づく訓練や研修を行うこと。

3) 夜間、土、日、祝日の初動時のために、職員住宅の戸数を減らさず、かつ区内在住職員を増やすこと。

2、区施設の安全確保について

① 首都圏での大地震が予測されている現在、耐震診断調査の結果に基づき対応が求められている区施設は、改修など早急な改善策を講じること。

② 今後建設予定の区施設は、免震工法等を取り入れる設計とすること。

③ 区施設に備え付けられている非常用の機器や備品などの総点検を実施し、不備を改善すること。

④ 区施設のアスベスト除去工事にあたっては、当該職員等に事前周知を徹底すること。

3、防災計画に関わって

① 住民の避難所や地区救援センターになる区施設に働く職員を、「避難所運営協議会」に参加させ、必要な研修や訓練を行うこと。

② 職員行動マニュアルに基づき、想定される災害の実態に即した訓練を実施すること。

③ 災害時の職員の労働条件を検討し、提示すること。

4、臨時非常配備体制要員の確保について

① 初動態勢要員を確保するために職員住宅を減らさず、増設を行うこと。

5、ダイオキシン発生の原因になるプラスチックなどの塩ビ製品を区として使用しないこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

6、生活環境条例について

① 実務に影響を与えている係長層の応援パトロール体制を止めること。当面、回数を減らす等係長層の負担を軽減する措置を取ること。

② 不公平さを増している路上喫煙者に対する過料制度を改め、マナーを重視するなどの制度に切り替えること。

7、食の安全について

① 学校・保育園等の給食について、安全性に疑問のある食品、食材の使用を行わず、かつ安全な食品、食材を区が責任を持って確保すること。

IV. 職員の健康を守り豊かな生活をおくるための要求

1、休暇制度について

① 夏場の職員の健康保持等の観点から、夏季休暇の日数を増やすこと。また、夜間勤務職員の夏季休暇について、変則勤務の特性を考慮した日数・時間とすること。具体的には、2009年度に交渉を行うこと。

② 慶弔休暇について

1) 父母の祭日に祭祀を行うことを認めるだけでなく、子、配偶者、配偶者の父母、兄弟 姉妹の場合にも適用すること。

2) 慶弔休暇の付与日数から週休日、休日を除くこと。

3) 結婚休暇について、日数を10日に拡大し、また取得の始期については、本人申請によること。

③ 社会参加・自己啓発のための職免制度について

1) 介護保険の認定調査を行う職員について、ケアマネージャーの更新のための研修を職免とすること。

2) 研究会発表等の聴講、学会等の参加について、職免とすること。

3) 特別区互助組合等が主催する公開講座やセミナーへの参加について、職免とすること。

4) 職員が受けている通信教育に伴うスクリーング参加を保障すること。

5) 公務に関わりのある留学等について、休職事由の範囲を拡大すること。

6) ボランティア休暇について、社会福祉・地域福祉・環境保全等のNPO活動に参加することも含めること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

7) オリンピック、パラリンピック、国体、国際大会等のスポーツ大会への参加について、特別休暇または、職免として参加できるようにすること。

④ 元気回復職免制度について、その趣旨から全職員が利用できるように、時間数の拡大、参加事業の拡大、主催要件の緩和等抜本的に改善すること。

⑤ 育児休業について

次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、次のように改善すること。

1) 育児休業について、取得しやすいよう代替措置の制度化をするなど、改善すること。

2) 育児休業手当金の支給割合を増やすこと。

3) 育児休業の取得に関わる昇給制度改善、賞金・一時金・退職手当等に関わる取り扱いの改善を行うこと。

⑥ 育児時間について

1) 取得時間を1日、120分とすること。

2) 取得期間を小学校に上がる前までの子までの期間に延長すること。

3) 妻の妊娠出産休暇中の夫である職員の育児時間を認めること。

⑦ 子どもの看護休暇について、小学校終了までの子を対象とし、一人につき10日にすること。

⑧ 「育児のための短時間勤務制度」について、職員が希望する勤務時間のパターンを考慮すること。

⑨ 年次有給休暇について、取得期間を暦年から年度に変更すること。変更にあたっては、退職予定等の職員が不利益にならようにすること。

⑩ 裁判員制度により、職員が指名された場合、特別休暇とすること。

2、各種休暇権の行使等について

① 勤務を要しない日（週休日）及び休日の勤務命令はできるだけ避けること。やむを得ず週休日及び休日に勤務した場合は、振替えを基本とせず、時間外勤務手当支給との間で、選択できるようにすること。

② 育休者、産休者、長期病欠者には、ただちに正規、臨時・非常勤、派遣職員で代替職員を配置すること。特に、育児休業の休職が1年以上に及ぶ場合は、正規職員または育休任期付職員を配置するよう制度化すること。なお、派遣職員をあてる場合は、事前協議とすること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

③ 学芸員、診療放射線、理学療法士、作業療法士、検査技術、栄養士、看護師、保健師、歯科衛生士、保育園・児童館の用務、警備等、一職場一人職種の職員や、職場の実態から休暇権の行使が事実上困難な職場について、その職員が安心して休暇権を行使できる代替の人員増など、具体策を講ずること。

④ 職場で、母性保護の観点および次世代育成支援対策法の趣旨に基づき生理休暇、育児時間、妊産婦の通勤時間の特例などが充分に取得できる環境を整え、具体策を講ずること。

3、超過勤務の縮減、労働時間の短縮、勤務時間について

① 超過勤務の縮減について

1) 労働時間の管理について、厚生労働省通達（平成13年4月6日）より徹底するとともに、厚生労働省の「賃金不払い財行総合対策要綱」に基づき、違法な不払い残業・サービス残業一掃のための具体的措置と未払い賃金の支払いについて改善すること。なお、退庁管理及び超勤把握については、職員ICカードで行うこと。

2) 労基法第36条の協定を締結し、超過勤務の規制について協議すること。そのための労使検討委員会を早急に立ちあげること。

3) ノー残業デーについて、放送だけでなく、実行あるものとするために、消灯後の照明点灯は許可制とすること。

② 労働時間の短縮について

1) 一日の勤務時間を今年度中に7時間45分以下に短縮し、週40時間以下とすること。

2) 貧困と格差解消に向けて自治体の果たす役割の一つとして、雇用拡大などの社会的要請に応え、人員増により超過勤務の縮減、時短を図ること。

3) 超過勤務の縮減と年次有給休暇の計画的取得を促進し、年間総実労働時間の短縮を図り、年1,800時間以内の労働時間とすること。

4) 休憩時間を廃止しないこと。やむを得ず廃止しなければならない場合、休憩時間を1時間に拡大し、その分に見合う時短を行うこと。

③ 勤務時間等について

1) 職員の健康保持の観点から、保育園職場などの職場で、休憩・休憩時間がきちんと取れるように厳正に所屬長に対して指導すること。

2) 各職場・各職種の業務の実態にあった一日の勤務時間の割り振りを再検討し、必要な規程改正を行うこと。

3) 変則勤務職場の勤務時間の変則部分について、原則として現在以上に拡大しないこと。なお、区民要望等で拡大が必要な場合、区職労と協議すること。

4) 時差勤務について、通勤混雑及び遠距離通勤のための理由で時差勤務できるようにすること。

④ 窓口業務の拡大について

1) 区民・利用者ニーズが少ないなどの理由があるにも関わらず、区民受けを狙った安易な土、日の窓口業務等を拡大しないこと。ただし、区民要望があり必要とされる窓口拡大については、区職労と事前協議し、条件整備を行い了解の上実施すること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

2) 総合窓口課の平日の時間延長業務について、費用対効果や区民ニーズを十分検討し見直しを行うこと。

4、職員の健康を守る対策について

① 法律に定められた事業所について、安全衛生委員会の機能を充実させ、職員の健康を守るためのセンターとなるように引き続き努力すること。

② 労働安全衛生法に基づき、専属の「産業医」及び保健師を配置すること。なお、配置が難しい状況であれば、当面、職員が病院や薬局への対応が必要な場合は、配慮すること。

③ 公務災害から職員を守るために、職種ごとの研修を行い、労働器具の整備など職場環境を整えること。

④ O A 機器の使用にあたって

1) V D T 作業に従事している全職員の健康調査を定期的に行い、かつ対象者に対する短時間研修を行うこと。

⑤ 庁舎の禁煙化等について

1) 時代の流れにそい、区施設の全体で禁煙化を促進すること。

2) 本庁舎の喫煙室について、外部に煙、においが漏れないような構造に改善すること。

3) 出先の分煙化について、点検し実施計画をつくり早急に具体化し、2009年度予算に反映すること。

⑥ 人間ドックについて、制度及び補助金の拡充を行うこと。人間ドック結果の提出について、個人のプライバシー保護の観点から強制しないこと。

⑦ 健康診断の内容を、職務、年齢、性別に見合ったものに更なる改善を行うこと。また、婦人科検診の充実を図ること。

⑧ 勤務の軽減・時間内通院について

1) 公務上の認定の如何にかかわらず、明らかな職業性の疾病については、罹病者に有給の時間内通院、治療、休息を保障すること。

2) 成人病、更年期障害、公害病、神経性疾病等についても時間内通院を保障すること。

3) 人工透析者、C型肝炎をはじめ医療機関に定期的に通院する障害者・難病者等については、職免とすること。

⑨ 職員のメンタルヘルス対策について

1) 区職員に対するメンタルヘルス対策を強化すること。また、その原因となっている職場環境の問題、人員配置の問題などを解明し抜本的な改善を図ること。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

2) メンタルヘルス対策について、定期的な啓発活動を行うこと。

3) 具体的なケースにあたっては、区当局、ピースマインド、区職労と連携した対応を行うこと。

⑩ 一般事務機器として職場で使用されている労働用具に、職業性疾病の危険性がないかどうかの点検調査を定期的に行うこと。

⑪ 職業性疾病や腰痛などの多発職場・職種には職業病検診を拡充し、配置基準の如何にかかわらず増員などの対応を取ること。

⑫ 病気休職などの指定医療機関制度を廃止し、労働者の医師選択自由の権利を保障すること。

⑬ 長期にわたる病欠者について、職場復帰にあたっては、職場復帰訓練プログラムを作成し、回復に見合った勤務軽減措置を図り、本人の希望を優先させること。なお、希望がない場合は原則として元の職場に配置すること。

⑭ 妊娠中の女性職員の職務については、本人の希望により必要とするときは、職務の軽減、職場配置の変更など、具体的対策を行うこと。

⑮ 過労死や健康を破壊するような相当の時間外勤務（月45時間以上）・過重労働について、特定の職員の実態を早急に調査・把握し、具体的な対応を行うこと。

⑯ 職員の屋外業務について

1) 屋外での仕事に従事する職員について、大気汚染公害被害から守るために健康診断を強化すること。

2) アスベストに関わる仕事をしている職員に対し、悪性中皮腫に関する特別検査を行うこと。

⑰ 0-157などの食中毒・感染症対策に関して、食中毒未然防止のために、委託職場も含めて調理職場の調理機器・設備の改善を行うこと。また、0-157などの食中毒・感染症対策強化のために必要な人員配置を行うこと。

⑱ 新型インフルエンザに対する措置を必要な職場において実施すること。

⑲ 食品の安全を確保するための予防、検査、飲食関係業者への指導を強化するための食品衛生監視員など保健所の職員体制を強化すること。

⑳ 職員の健康管理や労働安全衛生の実務を抜本的に改善するために、福利厚生・健康管理の専門の課または健康管理室を設置すること。

5、福利厚生制度の拡充について

① 職員住宅について

1) 職員の福利厚生上及び防災対策上の観点から、職員住宅を減らさず増設すること。また、借り上げ型職員住宅を減らさないこと。

2009年度千代田区職労統一職場要求書（第一次要求）

09区職労統一職場要求書

2) 年収が減っていることから職員住宅の使用料を値上げしないこと。また、貸与年数の延長に関わって、地域貢献を条件としないこと。

3) 飯田橋職員住宅廃止に関わって、現職員住宅の総戸数を下回らないようにすること。

4) 既存の職員住宅の設備や住宅環境を点検し、必要なものについては改善し、住みやすい環境をつくること。

5) 障害をもつ組合員の職員住宅への入居について配慮すること。

② 組合員の住宅に対する切実な要求に応えるために、都共済・互助会の貸付金の増額など、貸付金制度の改善をはかること。

③ 新庁舎の職員厚生室について、利用時間帯を他目的に使用せず、関係者・団体が優先的に利用できるようにすること。

④ 区が職員の福利厚生を果たすことが強く求められていることから、区互助会に対する区補助金を増額して対応すること。

⑤ 再任用・再雇用職員を対象とした福利厚生事業の拡充をはかること。

V. 働きやすい職場環境をつくるための要求

1. 働きやすい職場環境について

① 本庁舎の各階のレイアウトや総合窓口について、現場の声を反映したものに改善すること。なお、具体的な要求は、別途要求するので、改善をすること。

② 別途、本庁舎に関する改善要求を出すので、応えること。

③ 区職労掲示板を本庁舎内に確保すること。

2. 庁有車について、環境を守る立場から順次低公害車に替えること。

3. 学校、保育園、児童館など児童のための区施設の日照を確保するとともに、あらゆる公害から職場環境を守ること。

4. 新しい施設の建設や事務室スペースの変更については、事前に関係職場の十分な討議の上実施し、その上で区職労と協議すること。